

## 議 事 録

|                |   |
|----------------|---|
| 会議の名称          | 令和4年度第1回三田市市政への市民参加推進委員会  |
| 開催の日時          | 令和4年5月20日（金）15時00分～16時25分   |
| 開催の場所          | 三田市役所2号庁舎3階2301会議室  |
| 出席した委員の氏名      | 赤澤委員長、和田副委員長、本田委員、上谷委員<br>※扇委員は退任   |
| 出席した庶務職員の職及び氏名 | 田中政策調整室長、山谷政策課長、増田政策課主幹、大槻政策課事務職員、大津政策課事務職員   |
| その他出席者         | 松本スマートシティ推進課長、嘉土文化スポーツ課長、藤田農業創造課係長、藤田幼児教育振興課長、谷口人権共生推進課長、吉本地域福祉課長、鶴健康増進課長、門内都市政策課担当課長、岡本クリーンセンター担当課長、井上教育総務課長                               |
| 傍聴者の人数         | 1名  |
| 議 題            | (1) 令和3年度における三田市市政への市民参加条例の運用状況について<br>(2) その他  |
| 会議の概要（結論）      | 令和3年度における三田市市政への市民参加条例の運用状況について審議した。  |
| 公開・非公開の区分      | 公開  |
| 使用した資料         | 次第<br>・資料1 三田市市政への市民参加条例の運用状況に関する諮問について<br>・資料2 令和3年度における三田市市政への市民参加条例の運用状況について<br>・資料3 三田市市政への市民参加条例の概要について<br>・参考資料 三田市市政への市民参加条例【運用の手引き】 |
| 連絡先            | 総合政策部 政策調整室 政策課<br>電話(079)559-5038  |

### 1 開会

田中政策調整室長の司会により開会、配布資料の確認等

### 2 議事

委員会規則第3条第1項の規定により、委員長が議事を進行

#### (1) 令和3年度における三田市市政への市民参加条例の運用状況について

＜事務局から資料1～3に基づき説明＞

委員長： 第5次総合計画のパブリックコメントは総合計画審議会の答申後に予定されており驚いた。三田市では諮問機関での審議終了後にパブリックコメントを行うのが通常なのか。

事務局： 決まっているわけではない。諮問機関の意向を優先させている。

委員長： やはり諮問機関としては、パブリックコメントの意見を市政にどのように反映させる

のかは審議と一体的なものであると感じており、諮問機関が意見を活かして答申するようになるべきだと思う。

副委員長： 市民アンケートの回答率は非常に高い。WEB回答が増えているのもその要因の一つだと思うが、こうした取り組みや工夫が市民に届いていると感じている。今後もこの条例の適正な運用と当委員会の審議・答申の効果が出ることを期待したい。

「三田市立幼稚園再編計画」について、「計画期間等」が空欄となっているのはどういうことか。

担当課： 当計画は令和4年2月に策定した。計画上はこれより令和7年度までを予定しているが、計画期間としては明記していない。また、今後においても当計画は実施し続けていくことから、同欄の記載を見送ったものである。

副委員長： 「三田市文化芸術ビジョン」について、意向調査の結果として「文化芸術活動について、活動をしている人は2割であること等の実態が分かった」とあるが、低いように感じる。調査期間である令和2年2月はコロナ禍が影響しているのか。

また、附属機関である「三田市文化芸術検討委員会」についても、「名簿委員1人以外に市内の文化活動実践者である市民4人に委嘱した」と理由の記載はあるが、市民の割合が少ないように感じる。文化芸術やスポーツは、市民が参加しやすい、まちの元気の度合が表れる分野でもあり、この辺りの数字が気になる。

担当課： ご意見は真摯に受け止めたい。

意向調査については、取り組んでいる文化活動や1年以内に鑑賞した文化芸術について、ご指摘のとおり、コロナ禍の影響を受けて、数字的に低くなっているのかもしれないが、演者として自らが文化活動を営む、あるいは学問的に文化活動に取り組む方々の割合を考えても、一般的に低いように理解している。

附属機関における市民委員の割合については、専門性を要することに加え、文化拠点である郷の音ホール利用者の意見を頂戴したいとの考えから、鑑賞よりも文化活動の実践者である市民4人を委員に委嘱したものである。

副委員長： 検討委員会では、先ほどの意向調査にある「2割」の数字を上げるために活発な意見が寄せられたのか。

担当課： 活動したいと思っている市民に対して活動団体の情報が市民に行き届いていないことは、意向調査や検討委員会での意見を受け痛感したところである。こうした意見を踏まえ、今後は、郷の音ホールに沙龙的な機能を設け情報発信を充実させていきたい。

委員長： この条例における附属機関の市民委員の考え方について、団体委員の多くは市民とみなして問題はないと思われる。これを見直すべき時期にきているように感じる。

事務局： 問題意識は持っているが、一方で見直す明確な基準が難しいと考えている。現行では、公募委員あるいは名簿委員を市民委員として厳格に定義しているが、区・自治会や本件の文化活動団体など様々なケースについて、どのように広めていくのかが検討課題である。できる限り柔軟に運用したいと考えており、その趣旨としては、できるだけ多くの意見を市政に反映することであると認識している。したがって、どのような形で明確な基準を設けるのか、委員の皆さんからもアドバイスを頂きたい。

副委員長： 「第3期三田市教育振興基本計画」について、附属機関である「三田市教育振興基本計画検討委員会」では市民委員・女性委員ともに「0」となっており、非常に違和感がある。「理由」欄に「有識者を含む関係団体からの意見を中心に聴く必要がある」との記

載があるが、三田市としての教育のあり方は、市民や女性など多くの声を採り入れるべきであり、恵まれた教育環境を活かしたオリジナリティが求められる中、少し型にはまり過ぎで、この条例の趣旨に照らせばいかななものかと感じる。今後の評価段階において市民や女性の参画を求めるなど、工夫されてはどうか。

担当課： 先ほどの議論と通ずるところがあり、保護者組織としてPTAの方4人（うち女性2人）に参画いただいている。頂戴したご意見は、今後の参考とさせていただきます。

委員： 「第5次三田市農業基本計画」について、意向調査の対象者数が「2,000人」、そのうち、「認定農業者、認定新規就農者、農会長約150人」が含まれているが、もう少し農業者の数を増やしてもよいのではと感じる。回答率「48.7%」のうち、農業者の割合がどれくらいを占めるのかも気になる。また、認定農業者や認定新規就農者は、様々な補助制度が活用できる一方で、兼業農家は要件に合致せず制度を活用できないことがある。こうした方々の農業経営についての意見等も聞くことで、農業に対する三田市全体の考え方が把握できるのではないかと思う。

担当課： 意向調査の総数2,000人から農業関係者である約150人を除く約1,850人を市民の中から無作為に抽出して調査した。委員ご指摘のとおり、この中には兼業農家も含まれている。この調査は、専業農家や兼業農家のみならず、一般消費者の農業に対する意見や農産物に対する思い等を伺うものであり、そうした趣旨のもとに調査対象者を決定した。また、設問には農業を営まれているかどうかを尋ねており、農業者の回答の割合は把握している。なお、結果については、市ホームページ等を通じて公表している。

また、兼業農家などへの支援については、「第5次三田市農業基本計画策定懇話会」のなかで様々なご意見をいただいております。計画（案）に盛り込んでいる。先行する形になるが、小規模農家を対象とした補助制度を今年度から実施している。

委員長： 実質的に議論できれば問題はないが、計画を策定するのに、附属機関を置かず「第5次三田市農業基本計画策定懇話会」で審議するケースは珍しいように思う。

同じように、「フラワータウン再生ビジョン」は、附属機関ではない「フラワータウン再生推進協議会」で議論されている。計画によって第三者機関の設置主体は異なっており、これらの第三者機関についても資料に明確に表示することで、附属機関の有無だけでなく、第三者機関の妥当性など、当委員会において充実した議論が行えると思う。

事務局： 次年度以降は改善させていただく。

委員： 市民アンケート人数に違いがあるが、何か基準はあるのか。

事務局： 概ね3,000人を基準としているが、それぞれ各部署の判断により人数を決定している。

委員： 市民アンケートには、郵送回答とWEB回答の併用が見受けられる。一方、団体アンケートは郵送回答のみのようなのだが、何か理由はあるのか。

事務局： 団体は、比較的市とのコミュニケーションが容易に取れていることが多いことが、理由としては考えられる。

委員： 市民アンケートを郵送回答とWEB回答を併用することで、回答率は上がったのか。

事務局： 回答率が上がったかどうかは、明確に調査していないが、コロナ禍を受けWEBでの回答率は上昇している。これに合わせて全体の回答率も上昇している。

事務局： 情報化の著しい進展もあり、WEB回答に重きを置く姿勢は持っており、回答しやすいように質問形態を工夫していることは事実である。例えば、質問数を減らす、回答選択数を限定する、自由意見の字数を制限するなど、WEB回答を行いやすい環境を整え

ている。WEB回答を多くすることで集計の迅速化等の事務効率の向上が図れるなど、こうした点に少しずつシフトすることで、全体の回答率を底上げしていることは見て取れると思う。

## 【市政参加市民名簿の登録状況と活用実績】

－特に意見なし－

## 【まちづくり提案】

委員 長： まちづくり提案について、しばらく提出されていないと思うが、厳格な手続が影響していると思う。

事 務 局： その点は否めない。しかし、手続を変更するのではなく、他の制度と併用することで運用している。この制度の利点は、提案に対する市の決定に不服がある場合は、再検討を申し出ることができ、その場合は当委員会で審議するといった救済手続が確立されていることである。したがって、今後もこの制度を維持し、他の制度と併用しながら柔軟に運用したい。

委員 長： 他に意見がなければ、以上をもって議論を終了する。

関係所管課の皆さんは、退席をお願いします。

答申について、本日の意見をもとに、まず、私と事務局で答申の原案を作成する。原案が整った段階で、各委員に確認いただき、修正等を事務局に返答願いたい。その後最終確認については委員長である私に一任いただき、最終的に文書の提出をもって市長に答申させていただく。(委員了承)

## (2) その他

事 務 局： この機会にパブリックコメントにおける住所要件の必要性について、意見を伺いたい。

三田市市政への市民参加条例施行規則第6条第1号は、パブリックコメント手続として意見の提出に際し、提出者の氏名、住所及び連絡先を記載した文書を提出することを規定している。この「住所」について昨年度に必要性を問う問題提起がなされた。「住所」の必要性の趣旨としては、①三田市内など対象者を限定した場合における要件確認、②意見提出後の連絡手段の確保、③責任ある意見提出の担保、といった点が考えられる。事務局としては、住所要件を排除する方向で検討できればと考えているが、委員の意見を拝聴させていただきたい。

委員 長： 一般論として、住所要件を排除することは、ハードルを下げる意味においても賛成である。ただし、様々なケースが考えられると思うので、柔軟に対応すべきだと思う。

事 務 局： 上記規則第1号において「住所」を削除することにより、原則として住所要件を排除するが、上記①の場合など住所要件を必要とする場合は、規則第3号（その他市長が必要と認める事項）を適用し、パブリックコメント実施の際にその旨を周知してはどうかと考えている。

委 員： 柔軟に対応することができ、適当であろうと考える。

事 務 局： 年度途中でもあることからその適用時期を含め、本日の意見を参考に庁内で検討を進めたい。

### 3 閉会

当委員会の会議録については、事務局で原案を整えた後、各委員には電子メール等を通じ送付させていただきます。修正等の指示があった場合は、調整したうえで確定する。

当委員会の今後の開催予定について、まちづくり提案や制度改正など、特に新たな議事が生じた場合は、都度の開催となるため、その際は改めて連絡する。